

# 名古屋市教育委員会定例会

平成 27 年 2 月 2 日  
午後 2 時 30 分  
教育委員会室

## 議 案

第 6 号議案 名古屋市伝統的建造物群保存地区保存条例の制定について

第 7 号議案 名古屋市教育委員会表彰について

## 出席者

服 部 はつ代 委員長

梶 田 知 委 員

福 谷 朋 子 委 員

小 栗 成 男 委 員

野 田 敦 敬 委 員

下 田 一 幸 教育長

教育次長始め、事務局職員25名

(服部委員長)

それではただ今から、教育委員会定例会を開催いたします。

最初にお諮りいたします。本日の案件について、第7号議案「名古屋市教育委員会表彰について」を追加したいと存じますがいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(服部委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

次に議事運営についてお諮りいたします。第6号議案及び第7号議案については、名古屋市教育委員会会議規則第6条の規定に基づき、非公開にて審議し、会議録につきましても、第6号議案は議会に上程されるまでの間に限り非公開とし、第7号については非公開としたいと存じますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(服部委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

第 6 号議案及び第 7 号議案は非公開にて行われたため、名古屋市教育委員会会議規則第 12 条の規定により、会議録は別途作成。

午後 2 時 42 分終了

# 名古屋市教育委員会定例会

平成 27 年 2 月 2 日  
午後 2 時 30 分  
教育委員会室

## 議 案

- 第 6 号議案 名古屋市伝統的建造物群保存地区保存条例の制定について  
第 7 号議案 名古屋市教育委員会表彰について

## 出席者

服 部 はつ代 委員長  
梶 田 知 委 員  
福 谷 朋 子 委 員  
小 栗 成 男 委 員  
野 田 敦 敬 委 員  
下 田 一 幸 教育長  
教育次長始め、事務局職員25名

(服部委員長)

それでは第6号議案「名古屋市伝統的建造物群保存地区保存条例の制定について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(五味澤総務課長)

第6号議案「名古屋市伝統的建造物群保存地区保存条例の制定について」をご説明いたします。本市では、現在名古屋市町並み保存要綱に基づき、有松、白壁・主税・檀木、四間道、中小田井の4つの地区を町並み保存地区に指定し、伝統的な町並みを保存する取り組みを行っています。しかし、この要綱では保存に対する規制がないため、この度、文化財保護法第143条第1項の規定に基づき、本市が指定する伝統的建造物群保存地区内の建築行為等に規制を設ける条例を制定し、確実に町並みを保存・形成しようとするものでございます。

施行期日は、平成27年4月1日でございます。なお、伝統的建造物群保存地区の導入は、地域住民の要望を踏まえ、有松地区を想定しております。よろしくご審議をお願いいたします。

(服部委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(梶田委員)

この地区の人は全員賛成しているというふうにとらえていいのでしょうか。

(住宅都市局中西歴史まちづくり推進室長)

導入には事前に要望をいただいております、さらにその地区でアンケートをとりまして、全体の8割以上の賛成をいただいております。

(小栗委員)

8割以上というと、具体的にどれくらいだったんですか。

(住宅都市局中西歴史まちづくり推進室長)

住んでみえる方の85.4%でございます。

(小栗委員)

ありがとうございます。

(服部委員長)

その他いかがでしょうか。

(梶田委員)

賛成されなかった方も、当然規制の対象になるので、建て替えなどはできないということになるのでしょうか。

(住宅都市局中西歴史まちづくり推進室長)

これから条例ができた後に、伝統的建造物にするかという所有者の同意を得ることになりますが、そこで同意がいただければ通常の建物の取り扱いとなりますので、現状保存という厳しい規制にはならないということになります。

(梶田委員)

わかりました。

(小栗委員)

国からの財政支援が受けられるようになると思うのですが、大体どれくらいの支援が受けられるのでしょうか。

(住宅都市局中西歴史まちづくり推進室長)

国からの支援につきましては、市が支出する2分の1の補助が受けられることになっております。

(小栗委員)

上限があるとか、そういうことはあるのですか。

(住宅都市局中西歴史まちづくり推進室長)

国からの補助につきましては、上限が設けられておりませんが、市からの所有者に対する補助については条例で定めることとなります。例えば全体で1,000万円の補助を行うということになれば、500万円の国からの補助を受けられるということとなります。

(服部委員長)

他によろしいでしょうか。

他にご意見もないようですので、第6号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(服部委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、住宅都市局職員の方はご退室ください。ありがとうございました。

午後 2 時 42 分終了